

令和8年2月17日招集

田村市議会 3月定例会提出議案

議 案 目 次

(議案番号)	(議 案 名)	(頁)
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて (令和7年度田村市一般会計補正予算(第8号))	1
議案第3号	田村市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	3
議案第4号	田村市ムシムシランド条例	10
議案第5号	田村市営住宅駐車場条例	15
議案第6号	田村市職員等の旅費に関する条例	19
議案第7号	田村市行政手続条例の一部を改正する条例	33
議案第8号	田村市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	35
議案第9号	田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第10号	田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	39
議案第11号	市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第12号	田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	49
議案第13号	田村市火入れに関する条例の一部を改正する条例	55
議案第14号	田村市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	57
議案第15号	田村市営住宅等条例の一部を改正する条例	63
議案第16号	田村市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例	70
議案第17号	令和7年度田村市一般会計補正予算(第9号)について	71
議案第18号	令和7年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について	72
議案第19号	令和7年度田村市介護保険特別会計補正予算(第4号)について	73
議案第20号	令和7年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	74
議案第21号	令和7年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第4号)について	75
議案第22号	令和7年度田村市水道事業会計補正予算(第4号)について	76
議案第23号	令和7年度田村市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について	77
議案第24号	令和7年度田村市病院事業会計補正予算(第3号)について	78
議案第25号	令和8年度田村市一般会計予算について	79
議案第26号	令和8年度田村市国民健康保険特別会計予算について	80
議案第27号	令和8年度田村市介護保険特別会計予算について	81
議案第28号	令和8年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について	82
議案第29号	令和8年度田村市診療所事業特別会計予算について	83
議案第30号	令和8年度田村市水道事業会計予算について	84
議案第31号	令和8年度田村市公共下水道事業会計予算について	85
議案第32号	令和8年度田村市病院事業会計予算について	86
議案第33号	田村市過疎地域持続的発展計画の策定について	87
議案第34号	常葉辺地に係る総合整備計画の策定について	88
議案第35号	移辺地に係る総合整備計画の策定について	91
議案第36号	古道辺地に係る総合整備計画の策定について	94
議案第37号	田村市新病院建設工事請負契約の変更について	97
議案第38号	田村市保健福祉厨房施設建設工事請負契約の変更について	98
議案第39号	市道路線の廃止について	99
議案第40号	市道路線の変更について	100
議案第41号	市道路線の認定について	101
議案第42号	財産の取得について	103

(議案番号)	(議案名)	(頁)
同意第1号	田村市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	105
同意第2号	田村市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	106
同意第3号	田村市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	107
同意第4号	田村市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	108
同意第5号	田村市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	109

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事項について別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

専決第1号 令和7年度田村市一般会計補正予算(第8号)

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

田村市長 白石 高 司

議案第3号

田村市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第3条)

第2節 運営に関する基準(第4条—第32条)

第3章 雑則(第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、こどもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配置された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全てのこどもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込

みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費

用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等

支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしては

ならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連

携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記録すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
 - 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方式により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
 - 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国的に事業を開始する「乳児等通園支援事業」の運営に関する基準等に関し必要な事項を定めるため、条例の制定を提案する。

議案第4号

田村市ムシムシランド条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、観光、レクリエーション及び産業の振興を図り、もって市の活性化に寄与するため田村市ムシムシランドを設置する。

(名称及び位置)

第2条 ムシムシランドの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 田村市ムシムシランド

位置 田村市常葉町山根字殿上160番地1

2 田村市ムシムシランド(以下「ムシムシランド」という。)に別表の施設を置く。

(業務)

第3条 ムシムシランドは、主として次に定める業務を行う。

- (1) 観光及びレクリエーションに関すること。
- (2) 生物の普及展示に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 健康の増進に関すること。

(開場期間及び時間)

第4条 ムシムシランドの開場期間及び時間は、市長が規則で定める。

(利用の承認)

第5条 ムシムシランドの施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、ムシムシランドの管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を承認してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ムシムシランドの施設、附属施設及び備品に損傷を与えるおそれがあるとき。
- (3) ムシムシランドの自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) ムシムシランド設置目的に反し、管理運営上不適当であると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はムシムシランドの管理上特に必要があるときは、当該承認に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。
- (3) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の承認の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入園料等)

第7条 ムシムシランドの施設に入園又は使用しようとする者は、別表に定める入園料又は使用料を納入しなければならない。

(入園料等の減免)

第8条 市長は、公益上必要と認めるときは、入園料又は使用料を減免することができる。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者又は入場者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第10条 ムシムシランドの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりムシムシランドの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第9条までに規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定によりムシムシランドの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がムシムシランドの管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による承認の申請は、当該指定管理者にされた承認の申請とみなす。

4 第1項の規定によりムシムシランドの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がムシムシランドの管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の承認を受けている者は、当該指定管理者の利用の承認を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) ムシムシランドの入園及び使用の承認に関する業務
- (3) ムシムシランドの施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がムシムシランドの管理上必要と認める業務

(利用料金制)

第12条 第10条第1項の規定により、ムシムシランドの管理を指定管理者に行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 市長は、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入としたときは、その減免に関し規則の定めるところにより、指定管理者に行わせることができる。

3 利用料金は別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(田村市殿上観光牧場条例及び田村市カブトムシ自然の森条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 田村市殿上観光牧場条例(平成17年田村市条例第164号)
 - (2) 田村市カブトムシ自然の森条例(平成17年田村市条例第165号)
- (田村市殿上観光牧場条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前の田村市殿上観光牧場条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(田村市カブトムシ自然の森条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日前に、第2項の規定による廃止前の田村市カブトムシ自然の森条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
別表(第2条、第7条関係)

施設の名称	利用区分	入園料・使用料	
		個人	団体 (10人以上)
昆虫館	1回当たり	18歳以上 500円 (高校生を除く。) 3歳以上18歳未満 300円 (高校生を含む。)	18歳以上 450円 (高校生を除く。) 3歳以上18歳未満 250円 (高校生を含む。)
	セット1回当たり	18歳以上 800円 (高校生を除く。) 3歳以上18歳未満 500円 (高校生を含む。)	18歳以上 700円 (高校生を除く。) 3歳以上18歳未満 450円 (高校生を含む。)
カブトムシドーム	セット年間パスポート	18歳以上 2,400円 (高校生を除く。) 3歳以上18歳未満 1,500円 (高校生を含む。)	
宿泊研修施設	1棟 客室1泊当たり(市内在住者) 客室1泊当たり(市外者) 客室1室当たり 1日 大中広間(入浴 1日 料含む。) 研修室(研修会 1日 等) 半日 大広間1室(研修 1日	中学生以上4,300円 3歳以上小学生まで3,450円 中学生以上5,500円 3歳以上小学生まで4,500円 3,000円 中学生以上 800円 3歳以上小学生まで 400円 5,000円 3,000円 5,000円	

	会等)	半日	3,000円
	中広間1室(研修 会等)	1日	3,000円
		半日	2,000円
	客室(宴会等)		中学生以上 400円
	大中広間(宴会等)		中学生以上 300円 3歳以上小学生まで 150円
	入浴料(1回当たり)		中学生以上 500円 3歳以上小学生まで 200円
バーベキューデ ッキ(バーベキ ューセッケー 式)	1区画(2名以上8名以 内)	1時間	1,000円
		1回当たり	中学生以上 500円
		1回当たり	3歳以上小学生まで 200円
キャンプ場	テントサイト1区画 区画料金	1泊	4,000円
		1日	2,000円
	テントサイト1区画 人数料金	1人当たり	中学生以上 500円
		1人当たり	3歳以上小学生まで 300円
多目的交流施設 時の輪	1棟	1日	3,000円
		半日	2,000円

備考

- 3歳未満の者の入園料及び使用料は無料とする。
- キャンプ場の施設使用料は、区画料金に人数料金を加算した額とする。
- 1泊とは、利用する日の午後4時から翌日の午前10時までとし、1日とは4時間以上利用した場合をいい、半日とは、2時間以上4時間未満の利用をいう。ただし、キャンプ場において、1泊とは、使用する日の午後3時から翌日の午前10時までとし、1日とは使用する日の午前10時から午後3時までをいう。
- 宿泊施設及びキャンプ場における当日の連絡なしの予約取消しにあつては施設使用料金及び食事料金(以下「宿泊料金」という。)の全額、当日の連絡ありの予約取消しにあつては宿泊料金の5分の4の額、前日の予約取消にあつては宿泊料金の2分の1の額、5日前から前々日までの予約取消にあつては宿泊料金の5分の1の額をキャンセル料金として徴収するものとする。
- 宿泊施設及びキャンプ場において、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日並びに次に掲げる期間を基本として毎年市長が定める期間については、割増料金を徴収することができる。
ア4月28日から5月5日までの日
イ8月12日から同月16日までの日
ウ9月18日から同月23日までの日
エ12月29日から翌年1月3日までの日
- 割増料金の割増額は、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日については1,000円とし、毎年市長が定める期間については2,000円とする。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

田村市殿上観光牧場条例及び田村市カブトムシ自然の森公園条例に定める昆虫館、宿泊研修施設等各施設を一体で管理運営していることから、条例を統合し必要な事項を定めるため、条例の制定を提案する。

議案第5号

田村市営住宅駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、田村市が管理する市営住宅、特定公共賃貸住宅及び公的賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)の共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)及び有料駐車場管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入居者 市営団地に入居する者で、田村市営住宅等条例(平成17年田村市条例第180号)第8条の規定により入居許可を受けているものをいう。
- (2) 有料駐車場 駐車場のうち使用料を徴収する駐車場をいう。

(名称及び位置)

第3条 有料駐車場の設置団地、名称及び位置並びに駐車区画数は、別表第1のとおりとする。

(使用許可)

第4条 有料駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(駐車できる自動車)

第5条 有料駐車場に駐車できる自動車は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であること。
- (2) 市長が規則で定める駐車区画の規格に適合した自動車であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、有料駐車場の管理上支障のない自動車であること。

(募集方法)

第6条 有料駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)の募集方法は、公募とする。

2 前項の公募は、使用しようとする駐車場が設置されている住宅の入居者及び同居者を対象とし、その方法及び手続は、市長が規則で定める。

(使用者の資格)

第7条 有料駐車場を使用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため有料駐車場を必要としていること。
- (3) 市営住宅の住宅使用料、有料駐車場の使用料(以下「使用料」という。)及び市税を滞納していないこと。
- (4) 田村市営住宅等条例第41条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み及び許可)

第8条 前条に規定する要件を具備する者で有料駐車場を使用しようとするものは、市長が規則で定めるところにより、有料駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を有料駐車場の使用者として許可したときは、使用開始日を指定して当該使用の申込みをした者に対し許可書を交付するものとする。

(使用者の選考)

第9条 市長は、前条第1項の申込みをした者の数が使用させるべき有料駐車場の駐車可能台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用の許可をしなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合において、有料駐車場の使用が必要であると認めるときは、この限りでない。

(使用許可期間)

第10条 有料駐車場の使用許可期間は、1年間とする。ただし、年度の途中で許可する場合は、使用開始の

日から当該年度の末日とする。

2 前項の許可期間が満了したときは1年更新できるものとし、その後においても同様とする。

(台数の制限)

第11条 有料駐車場を使用することができる自動車は、駐車可能台数の範囲内で、1使用者につき1台とする。

(駐車場使用区画の決定)

第12条 有料駐車場の使用区画は、市長が規則で定める。

(使用料の決定及び変更)

第13条 有料駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 有料駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場の改良を施したとき。

(使用料の徴収)

第14条 使用料は、市長が指定した使用開始日から有料駐車場の返還のあった日まで徴収する。

2 使用料は、毎月末(月の途中で返還した場合は、返還した日)までにその月分を納付しなければならない。ただし、その日が田村市の休日を定める条例(平成17年田村市条例第2号)に規定する市の休日に当たるときは、これらの日の翌日までに納めなければならない。

3 有料駐車場の使用開始日又は有料駐車場の返還若しくは明渡しをした日の属する月における使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、日割計算による。

(保管場所の証明)

第15条 市長は、使用者の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面(以下「証明書」という。)を発行するものとする。

2 前項の証明書を請求した者が住宅使用料及び使用料滞納者である場合は、滞納額を納付させた上で発行するものとする。

(駐車自動車の変更の届出)

第16条 第8条第2項の規定による許可を受けた使用者が自動車を変更したときは、速やかに市長に届け出て、新たな許可書の交付を受けなければならない。

2 使用者は、市営住宅の使用を承継した者が、有料駐車場の使用を承継しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に届出をしなければならない。

- (1) 婚姻等により使用者の氏名を変更するとき。
- (2) 有料駐車場を1月以上使用しないとき。

(有料駐車場の返還)

第17条 使用者が市営住宅等を退去するとき、又は有料駐車場を返還するときは、退去しようとする日又は返還しようとする日の5日前までに市長に届け出なければならない。

(禁止行為)

第18条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 有料駐車場を使用する権利を転貸し、又は譲渡すること。
- (2) 有料駐車場の指定された駐車区画以外の区画に駐車すること。
- (3) 駐車場に工作物その他これらに類するものを設けること。
- (4) 駐車場又はその附帯施設を汚損し、又は滅失若しくは毀損すること。
- (5) 駐車場を自動車の保管場所以外に使用すること。
- (6) 他の使用者の使用を妨げる行為をすること。

(有料駐車場の使用許可の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、有料駐車場の使用許可を取り消し、明渡しを請求することができる。

- (1) 使用者が不正の行為によって使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用者が有料駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 使用者が故意又は過失により有料駐車場又はその附帯する施設を毀損したとき。
 - (4) 使用者が正当な事由によらないで15日以上有料駐車場を使用しないとき。
 - (5) 使用者が第7条に規定する要件を具備しないこととなったとき。
 - (6) この条例に違反し、又は許可要件を遵守しないとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、有料駐車場の管理上必要があるとき。
- 2 前項の規定により有料駐車場の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに当該有料駐車場を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該有料駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該請求を受けた者に係る有料駐車場の最終の使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 市長は、有料駐車場について第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の2月前までに、当該使用者にその旨を通知しなければならない
(損害賠償等)

第20条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により駐車場又はその附帯施設を汚損し、又は滅失若しくは毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 使用者が第三者に損害を与えたとき、又は第三者から損害を受けたときは、当事者間において解決するものとする。
(標識等)

第21条 駐車場には、使用上必要な標識、表示及び施設を設けるものとする。
(台帳の整備)

第22条 市長は、使用者の氏名、住所、車両番号、世帯の別、契約番号、利用使用期間その他必要な事項を台帳に記録し、整備保管するものとする。
(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

設置団地	名称	駐車場の位置	駐車区画数
田村市営東部団地	東部団地有料 駐車場	東部台四丁目98番地の土地の一部	12区画
田村市営東部団地特定公共 賃貸住宅			

別表第2(第13条関係)

名称	使用料
東部団地有料駐車場	1区画 月額3,000円

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

市営住宅の適正管理のため、新たに有料駐車場を設け、許可要件、使用条件及び使用料に関し必要な事項を定めるため、条例の制定を提案する。

議案第6号

田村市職員等の旅費に関する条例

田村市職員等の旅費に関する条例(平成17年田村市条例第47号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 内国旅行の旅費(第10条—第23条)
- 第3章 外国旅行の旅費(第24条)
- 第4章 雑則(第25条—第29条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長及び副市長並びに規則で定めるこれらに相当する職にある者をいう。
- (2) 旅行命令権者 市長、議会の議長その他職員又は職員以外の者に対し旅行を命令し、依頼し、又は要求する権限を有する者をいう。
- (3) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- (4) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))という。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署(常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (6) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (7) 帰任 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (8) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (9) 遺族 死亡した職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (10) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職

等」という。)となった場合には、当該職員

- (3) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - (4) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
 - (5) 職員が出張又は赴任のための外国旅行中に退職等となった場合には、当該職員
 - (6) 職員が出張又は赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 2 前項第2号又は第5号の規定に該当する場合において、当該職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の旅費は、支給しない。
 - 3 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、その者に対し、費用弁償として旅費を支給する。
 - 4 第1項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。この場合において、支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行の性質、旅行に要する経費等を考慮して、市長が定める。
 - 5 第1項、第3項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
 - 6 第1項、第3項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
 - 7 第1項及び第3項から第5項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。
(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項第1号の規定に該当する旅行 旅行命令
 - (2) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
 - 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項に規定する旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
 - 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。)に当該旅行に関する事項を記録し、これを当該旅行者が電子計算機の映像面で確認できるよう処理して、又は旅行命令書若しくは旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを処理し、又は通知するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
 - 5 前項ただし書の場合には、旅行命令権者は、速やかに電磁的記録に当該旅行に関する事項を記録し、これを当該旅行者が電子計算機の映像面で確認できるよう処理し、又は旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
 - 6 旅行命令等に係る旅行の電磁的記録の記録事項並びに旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の旅行命令等の変更の申請をしないとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費に限り支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後手当、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とする。

3 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とする。

4 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とする。

5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第19条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とする。

10 着後手当は、赴任に伴う転居に必要な滞在及び住所又は居所の移転に要する費用とする。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とする。

12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とする。

13 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第1項第6号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条、第10条から第13条まで及び第14条から第19条までに定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(区分計算)

第8条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びその以後の分に区分して計算する。

(証人等の旅費)

第9条 第3条第3項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(市長等に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(市長等が移動する場合は、最上級)の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃の額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(市長等に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(市長等が移動するときは、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる費用に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(市長等が移動するときは、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に規定するその他の移動に直接要する費用のうち、規則で定める自動車を使用して旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、第8条の規定により区分して計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

(宿泊費)

第14条 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「施行令」という。)第9条本文の規定により国家公務員等に支給される宿泊費の額を基準として規則で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費の額は、移動に係る第10条から第13条までに規定する交通費の額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当の額は、施行令第11条の規定により国家公務員等に支給される宿泊手当の額を基準として規則で定める一夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費の額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後手当)

第18条 着後手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転に際し自ら居住するための住宅(貸間を含み、公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受ける場合にあっては、当該借り受ける住宅に係る家賃の月額等を勘案して規則で定める額

(家族移転費)

第19条 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後手当(第18条第1号に係る部分に限る。)の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第20条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内)における在勤公署の変更に伴う旅行については、公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合(旅行命令権者がこれに準ずる場合として市長の承認を得て定める場合を含む。)を除くほか、転居費、着後手当及び家族移転費は支給しない。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空費及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第13条第2項に規定する費用を除く。)に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条(第13条第2項及び第3項を除く。)及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後手当(宿泊費に相当する部分に限る。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第1項第2号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職

等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第1項第3号、第4号又は第6号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第24条 第3条第1項第1号、第5号又は第6号の規定により外国旅行の職員又はその遺族に対し支給する旅費については、この条例に定めるものを除くほか、旅行命令権者が市長の承認を得て定めるところによる。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、その職務相当の国家公務員又はその遺族が法律の定めるところにより受けることができる額を超えることができない。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第25条 この条例の規定による旅費を支給する場合において、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しないものとする。

- 2 前項の規定を適用して旅費を調整する場合の統一的な基準は、規則で定める。

第26条 旅行命令権者は、特別の事情によりこの条例の規定による旅費によることが適当でないと認める旅行者については、市長の承認を得て定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第27条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- 2 旅行命令権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第28条 旅費又は旅費に相当する金額の支出又は支払をする者(以下「支出権者」という。)は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(田村市職員の旅費の特例に関する条例の廃止)

- 2 田村市職員の旅費の特例に関する条例(平成17年田村市条例第48号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 改正後の田村市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前の改正前の田村市職員等の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以降に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第1項第2号から第6号までの規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第3項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第1項、第3項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
(田村市交通教育専門員設置条例の一部改正)
- 6 田村市交通教育専門員設置条例(平成17年田村市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第6条 専門員が公務のため旅行したときは、 <u>田村市職員等の旅費に関する条例(令和8年田村市条例第 号)に規定する市長等以外の職務にある者に対して支給する旅費の例により、その費用を弁償する。</u>	(費用弁償) 第6条 専門員が公務のため旅行したときは、 <u>田村市職員等の旅費に関する条例(平成17年田村市条例第47号)の適用を受ける常勤の職員(以下「一般職員」という。)の例による</u> 。

(田村市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 7 田村市固定資産評価審査委員会条例(平成17年田村市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(関係者に対する費用弁償) 第16条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して <u>田村市職員等の旅費に関する条例(令和8年田村市条例第 号)に規定する市長等以外の職務にある者に対して支給する旅費の例により、その費用を弁償する。</u>	(関係者に対する費用弁償) 第16条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して <u>田村市職員等の旅費に関する条例(平成17年田村市条例第47号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする</u> 。

(田村市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 田村市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成17年田村市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第6条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、 <u>田村市職員等の旅費に関する条例(令和8年田村市条例第 号。以下「旅費条例」と</u>	(費用弁償) 第6条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について <u>費用弁償として別表に定める旅費を支給する</u>

いう。)に規定する市長等の職務にある者に対して支給する旅費の例により、その費用を弁償する。

- 2 議長、副議長及び議員が招集に応じ本会議又は委員会に出席したときは、居住地から議場までの距離を基準として旅費条例第13条第2項及び第3項に基づき算定した額を支給する。

別表(第2条、第6条関係)

区分	議員報酬月額
議長	420,000円
副議長	369,000円
議員	350,000円

_____。

- 2 議長、副議長及び議員が招集に応じ本会議又は委員会に出席したときは、居住地から議場までの距離に、別表に定めるキロ単価を乗じた額

_____を支給する。

- 3 費用弁償については、前2項の定めるもののほか、田村市職員等の旅費に関する条例(平成17年田村市条例第47号)の規定を準用する。

別表(第2条、第6条関係)

区分	議員報酬月額	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃(1kmにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
							甲地方	乙地方	
議長	420,000円	1 1等旅客運賃及び1等急行料金。ただし、運	1 上級の旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃含む)。	現に支払った旅客運賃	円	円	円	円	円
副議長	369,000円				37	3,000	14,800	13,300	3,000
議員	350,000円								

以下この欄において「運賃」という。）。ただし、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合に賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する旅客運賃及び急行料金とする。

は、その乗船に要する運賃とする。

2 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、
2 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする

			<p>の欄の1に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p>						
			<p>場合には、この欄の1に規定する旅客運賃及び急行料金のほか座席指定料金</p>						
			<p>3 座席指定料金を徴す</p>						

				<p>る船舶を運行する航路による旅行をする場合には、この欄の1及び2に規定する運賃及び料金のほ</p>						
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

	か ー 座 席 指 定 料 金
<p>備考</p> <p>1 この表の宿泊料の欄中甲地方及び乙地方の地域区分に関しては、<u>田村市職員等の旅費に関する条例中宿泊料の定額について同条例別表第1に定める地域区分の例による。</u></p> <p>2 <u>私有自動車を使用して旅行した場合の車賃は、1キロメートル37円とする。</u></p>	

(田村市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

9 田村市証人等に対する実費弁償に関する条例(平成17年田村市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 証人等が出頭し、又は参加した場合は、1回につき3,000円を支給する。この場合において、証人等が旅行を伴う場合には、<u>田村市職員等の旅費に関する条例(令和8年田村市条例第 号)に規定する市長等以外の職務にある者に対して支給する旅費</u>に相当する額を加給する。</p>	<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 証人等が出頭し、又は参加した場合は、1回につき3,000円を支給する。この場合において、証人等が旅行を伴う場合には、<u>田村市職員等の旅費に関する条例(平成17年田村市条例第47号)に規定する職員が支給される旅費(出頭し、又は参加した日に係る日当を除く。)</u>に相当する額を加給する。</p>

(田村市語学指導を行う外国青年の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

10 田村市語学指導を行う外国青年の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成17年田村市条例第82号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅行に要する費用弁償)</p> <p>第6条 外国青年が公務のため旅行するときは、その旅行に要する費用弁償を支給し、その額は、<u>田村市職員等の旅費に関する条例(令和8年田村市条例第 号)に規定する市長等以外の職務にある者に対して支給する旅費の例による。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(旅行に要する費用弁償)</p> <p>第6条 外国青年が公務のため旅行するときは、その旅行に要する費用弁償を支給し、その額は、<u>田村市職員等の旅費に関する条例(平成17年田村市条例第47号)の規定による市職員</u>の例による。</p> <p>2 (略)</p>

(田村市消防団設置等に関する条例の一部改正)

11 田村市消防団設置等に関する条例(平成17年田村市条例第192号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 消防団員が職務のため旅行した場合は、<u>田村市職員等</u></p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 消防団員が職務のため旅行した場合は、<u>費用弁償とし</u></p>

の旅費に関する条例(令和8年田村市条例第 号)に規定する市長等以外の職務にある者に対して支給する旅費の例により、その費用を弁償する。

て田村市職員等の旅費に関する条例(平成17年田村市条例第47号)に定める旅費を支給する
_____。

(田村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

12 田村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年田村市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第18条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 前条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから<u>当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間</u>に18を乗じたものを減じたもので除して得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>田村市職員等の旅費に関する条例(令和8年田村市条例第 号)の例</u>による。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第18条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 前条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから<u>7.75</u></p> <p>_____に18を乗じたものを減じたもので除して得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>田村市職員等の旅費に関する条例(平成17年田村市条例第47号)の例</u>による。</p>

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律及び福島県旅費条例の改正を踏まえ、市職員等の旅費の支給に関し所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

議案第7号

田村市行政手続条例の一部を改正する条例

田村市行政手続条例(平成17年田村市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <hr/> <hr/> <p>_____によって行うことができる。_____</p> <hr/> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名あて人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた</u>_____日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>_____」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の田村市行政手続条例(以下この項において「新条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を新条例第22条第3項(新条例第25条後段において準用する場合を含む。))及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について準用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

行政手続法の一部改正により、「聴聞」及び「弁明の機会を付与」を公示送達によって行う場合の方法について、インターネットによる公表が前提とされることに伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

議案第8号

田村市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

田村市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年田村市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による確認の方法を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、</u>市長が特に認めるとき。</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による確認の方法を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他</u> 市長が特に認めるとき。</p>
<p>(印鑑の登録拒否)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑については、登録することができない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、</u>市長が登録を受けようとする印鑑として適当でないと認めるもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(印鑑の登録拒否)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑については、登録することができない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>その他</u> 市長が登録を受けようとする印鑑として適当でないと認めるもの</p> <p>2 (略)</p>
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請について審査した上、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、</u>市長が必要と認める事項</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請について審査した上、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>その他</u> 市長が必要と認める事項</p> <p>(8) (略)</p>
<p>(多機能端末機又は窓口申請端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、移動端末設備用利用者証明用</p>	<p>(多機能端末機又は窓口申請端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、移動端末設備用利用者証明用</p>

電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を記録した電磁的記録媒体(同項に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)又は窓口申請端末機(庁舎内に設置された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付申請を行うことができる機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

2 (略)

(印鑑登録の抹消)

第15条 (略)

2 市長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する事実を知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消する。この場合において、第3号又は第4号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、印鑑の登録を受けている者にその旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を記録した電磁的記録媒体(同項に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)又は窓口申請端末機(庁舎内に設置された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付申請を行うことができる機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

2 (略)

(印鑑登録の抹消)

第15条 (略)

2 市長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する事実を知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消する。この場合において、第3号又は第4号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、印鑑の登録を受けている者にその旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その他 _____市長が印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日から施行する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により、電気通信事業法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

議案第9号

田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年田村市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員及び障害のある職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、市長が規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市長が規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、<u>障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員が、市長が規則で定めるところにより、障害の特性等に応じた勤務をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市長が規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員_____の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、市長が規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市長が規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。<u>第3項において同じ。</u>)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著し</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員_____が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著し</u></p>

<p>く困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。事項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>く困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。事項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3～5（略）</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

職員の多様かつ柔軟な働き方の推進に係る福島県の規定と整合を図るため、条例の改正を提案する。

議案第10号

田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年田村市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																										
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、<u>田村市職員等の旅費に関する条例(令和8年田村市条例第号。以下「旅費条例」という。)</u>に規定する市長等の職務にある者又は市長等以外の職務にある者に対して支給する旅費の例により、その費用を弁償する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会委員(教育長を除く。)、農業委員会委員、監査委員及び選挙管理委員が議会の出席要求に応じて議会に出席したときは、費用弁償として日額2,000円のほか、<u>旅費条例第13条</u>に規定する<u>その他の交通費</u>を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬等の額</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>年額 380,000円</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">旅費条例に規定する市長等の職務にある者に対して支給する旅費相当額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>年額 370,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 295,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監査委員</td> <td>識見を有する者のうちから選任された者</td> <td>年額 532,000円</td> </tr> <tr> <td>議会の議員のうちから選任された者</td> <td>年額 342,000円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会</td> <td>会長</td> <td>年額 418,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名		報酬等の額	旅費の額	教育委員会	委員	年額 380,000円	旅費条例に規定する市長等の職務にある者に対して支給する旅費相当額	選挙管理委員会	委員長	年額 370,000円	委員	年額 295,000円	監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	年額 532,000円	議会の議員のうちから選任された者	年額 342,000円	農業委員会	会長	年額 418,000円	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、<u>その旅行について費用弁償として、旅費を支給する</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会委員(教育長を除く。)、農業委員会委員、監査委員及び選挙管理委員が議会の出席要求に応じて議会に出席したときは、費用弁償として日額2,000円のほか、<u>市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年田村市条例第43号)第4条</u>に規定する<u>車賃</u>を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬等の額</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>年額 380,000円</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市長等の給与及び旅費に関する条例に規定する旅費相当額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>年額 370,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 295,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監査委員</td> <td>識見を有する者のうちから選任された者</td> <td>年額 532,000円</td> </tr> <tr> <td>議会の議員のうちから選任された者</td> <td>年額 342,000円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会</td> <td>会長</td> <td>年額 418,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名		報酬等の額	旅費の額	教育委員会	委員	年額 380,000円	市長等の給与及び旅費に関する条例に規定する旅費相当額	選挙管理委員会	委員長	年額 370,000円	委員	年額 295,000円	監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	年額 532,000円	議会の議員のうちから選任された者	年額 342,000円	農業委員会	会長	年額 418,000円
職名		報酬等の額	旅費の額																																								
教育委員会	委員	年額 380,000円	旅費条例に規定する市長等の職務にある者に対して支給する旅費相当額																																								
選挙管理委員会	委員長	年額 370,000円																																									
	委員	年額 295,000円																																									
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	年額 532,000円																																									
	議会の議員のうちから選任された者	年額 342,000円																																									
農業委員会	会長	年額 418,000円																																									
職名		報酬等の額	旅費の額																																								
教育委員会	委員	年額 380,000円	市長等の給与及び旅費に関する条例に規定する旅費相当額																																								
選挙管理委員会	委員長	年額 370,000円																																									
	委員	年額 295,000円																																									
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	年額 532,000円																																									
	議会の議員のうちから選任された者	年額 342,000円																																									
農業委員会	会長	年額 418,000円																																									

		円	
		加算額 予算の範囲内で市長 が定める額	
	委員	年額 310,000 円	
		加算額 予算の範囲内で市長 が定める額	
	農地利用最 適化推進委 員	年額 248,000 円	
		加算額 予算の範囲内で市長 が定める額	
固定資産評価 審査委員会委 員		日額 6,500円	
行政不服審査 会	委員	日額 6,500円	
	専門委員	日額 6,500円	
嘱託医 嘱託 歯科医	保育所及び こども園に 設置される 者	年額 1施設につき150,000 円以内で市長が定め る額	
学校医 学校 歯科医		年額 1校につき300,000円 以内で教育委員会が 定める額	
学校薬剤師		年額 1校につき35,000円	
国民健康保険 運営協議会	会長	日額 6,500円	旅費条 例に規 定する 市長等 以外の 職務に ある者
	委員	日額 6,500円	
社会教育指導 員		月額 105,000 円	
スポーツ推進		日額 6,500円	
		円	
		加算額 予算の範囲内で市長 が定める額	
	委員	年額 310,000 円	
		加算額 予算の範囲内で市長 が定める額	
	農地利用最 適化推進委 員	年額 248,000 円	
		加算額 予算の範囲内で市長 が定める額	
固定資産評価 審査委員会委 員		日額 6,500円	
行政不服審査 会	委員	日額 6,500円	
	専門委員	日額 6,500円	
嘱託医 嘱託 歯科医	保育所及び こども園に 設置される 者	年額 1施設につき150,000 円以内で市長が定め る額	
学校医 学校 歯科医		年額 1校につき300,000円 以内で教育委員会が 定める額	
学校薬剤師		年額 1校につき35,000円	
国民健康保険 運営協議会	会長	日額 6,500円	田村市 職員等 の旅費 に関する 条例 (平成 17年田
	委員	日額 6,500円	
社会教育指導 員		月額 105,000 円	
スポーツ推進		日額 6,500円	

委員			に対し	委員			村市条
交通教育専門 員		月額 38,000 円	て支給 する旅 費相当	交通教育専門 員		月額 38,000 円	例第47
その他 附属機関の委 員		日額 6,500円	額	その他 附属機関の委 員		日額 6,500円	号)の
選挙長 開票 管理者		日額 12,200 円	—	選挙長 開票 管理者		日額 12,200 円	規定に
投票所の投票 管理者		日額 14,500 円	—	投票所の投票 管理者		日額 14,500 円	より算
期日前投票所 の投票管理者		日額 12,800 円	—	期日前投票所 の投票管理者		日額 12,800 円	定され
選挙立会人 開票立会人		日額 10,100 円	—	選挙立会人 開票立会人		日額 10,100 円	た額
投票所の投票 立会人		日額 12,400 円	—	投票所の投票 立会人		日額 12,400 円	
期日前投票所 の投票立会人		日額 10,900円を超えない 範囲内で田村市選挙 管理委員会が定める 額	—	期日前投票所 の投票立会人		日額 10,900円を超えない 範囲内で田村市選挙 管理委員会が定める 額	
介護認定審査 会	医師である 委員	日額 27,500 円	—	介護認定審査 会	医師である 委員	日額 27,500 円	
	その他の委 員	日額 7,100円	—		その他の委 員	日額 7,100円	
その他の非常 勤特別職		予算の範囲内で市長 が定める額	—	その他の非常 勤特別職		予算の範囲内で市長 が定める額	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(田村市の特別職の市内旅費に関する条例の廃止)
- 田村市の特別職の市内旅費に関する条例(平成17年田村市条例第49号)は、廃止する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

田村市職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、特別職の職員で非常勤のものに支給する費用弁償に関し、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

議案第11号

市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年田村市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																								
<p><u>市長等の給与に関する条例</u></p>	<p><u>市長等の給与及び旅費に関する条例</u></p>																																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員(以下「市長等」という。)の給与_____の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員(以下「市長等」という。)の給与及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>																																								
<p>(支給方法)</p> <p>第4条 市長等の給与_____の支給方法は、一般職員の例による。</p>	<p>(旅費)</p> <p>第4条 <u>市長等が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の旅費額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が定める。</u></p>																																								
<p>(支給方法)</p> <p>第5条 市長等の給与<u>及び旅費</u>の支給方法は、一般職員の例による。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第5条 市長等の給与<u>及び旅費</u>の支給方法は、一般職員の例による。</p>																																								
<p>別表(第3条、第4条関係)</p>	<p>別表(第3条、第4条関係)</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>920,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>728,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>670,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	920,000円	副市長	728,000円	教育長	670,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">給料月額</th> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">船賃</th> <th rowspan="2">航空賃</th> <th rowspan="2">車賃 (1kmにつき)</th> <th rowspan="2">日当 (1日につき)</th> <th colspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>920,000円</td> <td>1 1等</td> <td>1 上級</td> <td>現に支</td> <td>円 37</td> <td>円 3,00</td> <td>円 14,8</td> <td>円 13,3</td> <td>円 3,000</td> </tr> <tr> <td>副</td> <td>728,0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	甲地方	乙地方	市長	920,000円	1 1等	1 上級	現に支	円 37	円 3,00	円 14,8	円 13,3	円 3,000	副	728,0								
区分	給料月額																																								
市長	920,000円																																								
副市長	728,000円																																								
教育長	670,000円																																								
区分	給料月額	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)																																
							甲地方	乙地方																																	
市長	920,000円	1 1等	1 上級	現に支	円 37	円 3,00	円 14,8	円 13,3	円 3,000																																
副	728,0																																								

市長	00円	旅客運賃及び1等急行料金。ただし、運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車 の旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃含む。以下この欄において「運賃」という。）ただし、運賃の等 払った旅客運賃						
教育長	670,000円							

			座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、この欄の1及び2に規定す						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			る 運賃 及 び 料 金 の ほ か 、 座 席 指 定 料 金						
<p>備考</p> <p>1 この表の宿泊料の欄中甲地方及び乙地方の地域区分に関しては、職員等の旅費に関する条例中宿泊料の定額について同条例別表第1に定める地域区分の例による。</p> <p>2 私有自動車を使用して旅行した場合の車賃は、1キロメートル37円とする。</p> <p>3 宿泊を伴わない県内旅行の日当は、支給しない。</p>									

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

田村市職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、市長等の旅費の支給方法及び額を当該条例において規定するため、条例の改正を提案する。

議案第12号

田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年田村市条例第136号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業者の責務) 第6条 (略) 2 事業者は、物の製造、加工及び販売に際して、その製品、容器等が廃棄物となったときに適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 3・4 (略)</p>	<p>(事業者の責務) 第6条 (略) 2 事業者は、物の製造、加工、販売に際して、その製品、容器等が廃棄物となったときに適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 3・4 (略)</p>
<p>(許可の取消し及び業務提供の拒否) 第13条 (略)</p>	<p>(許可の取消し、業務提供の拒否) 第13条 (略)</p>
<p>(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請) 第14条 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。 2 市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項に規定する許可をした場合は、規則で定める許可証を交付するものとする。 3・4 (略)</p>	<p>(一般廃棄物処理業の許可申請) 第14条 法第7条第1項又は同条第6項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。 2 市長は、法第7条第1項又は同条第6項に規定する許可をした場合は、規則で定める許可証を交付するものとする。 3・4 (略)</p>
<p>(廃止及び変更の届出) 第15条 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、その業務の全部若しくは一部を廃止し、又は規則で定める事項を変更したときは、市長に規則で定めるところにより届け出なければならない。</p>	<p>(廃止及び変更の届出) 第15条 法第7条第1項又は同条第6項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、その業務の全部若しくは一部を廃止し、又は規則で定める事項を変更したときは、市長に規則で定めるところにより届け出なければならない。</p>
<p>(許可証及び検査済証の返納) 第18条 許可業者は、業務の全部を廃止したとき、又は許可を取り消されたときは、その日から7日以内に許可証及び検査済証を市長に返納しなければならない。</p>	<p>(許可証、検査済証の返納) 第18条 許可業者は、業務の全部を廃止したとき、又は許可を取り消されたときは、その日から7日以内に許可証、検査済証を市長に返納しなければならない。</p>
<p>(処理手数料等の減免) 第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前条第1項の処理手数料及び処理費用を減免することができる。 (1) (略) (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者 2 (略)</p>	<p>(処理手数料等の減免) 第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前条第1項の処理手数料及び処理費用を減免することができる。 (1) (略) (2) その他 市長が必要と認めた者 2 (略)</p>

(許可申請等手数料)

第21条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 法第7条第1項又は第6項に規定する許可を受けようとする者 1件につき3,000円
- (2) 法第7条の2第1項に規定する許可を受けようとする者 1件につき3,000円
- (3) 浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けようとする者 1件につき3,000円
- (4) 第16条第1項に規定する検査を受けようとする者 1件につき2,000円

2 (略)

(技術管理者の資格)

第24条 法第21条第3項の規定により定める資格は、次のとおりである。

- (1) (略)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当するものを除く。)であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3)・(4) (略)

別表(第19条関係)

1 一般廃棄物処理手数料

- (1) (略)
- (2) たむら水再生センターに係るもの

区分	金額
し尿及び浄化槽汚泥(許可業者等が搬入するもの)	10kgにつき 7円

(許可申請等手数料)

第21条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 法第7条第1項及び第6項に規定する許可を受けようとする者 1件につき 3,000円
- (2) 法第7条の2第1項に規定する許可を受けようとする者 1件につき 3,000円
- (3) 第16条第1項に規定する検査を受けようとする者 1件につき 2,000円

2 (略)

(技術管理者の資格)

第24条 法第21条第3項の規定により定める資格は、次のとおりである。

- (1) (略)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当するものを除く。)であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3)・(4) (略)

別表(第19条関係)

1 一般廃棄物処理手数料

- (1) (略)
- (2) たむら水再生センターに係るもの

区分	金額
し尿及び浄化槽汚泥(許可業者等が搬入するもの)	10kgにつき 7円
し尿の収集運搬及び処理手数料	基本料金 180ℓまで 1,800円 超過料金 180ℓ増すごとに 180円

(3)浄化槽清掃に係るもの

m ³	金額(円)	m ³	金額(円)	m ³	金額(円)
0.18以下	2,200	18.90を超え 19.80以下	215,910	48.60を超え 49.50以下	535,540

<u>0.18 を</u> <u>超 え</u> <u>0.36 以</u> <u>下</u>	<u>4,400</u>	<u>下</u> <u>19.80を</u> <u>超 え</u> <u>20.70以</u> <u>下</u>	<u>225,6</u> <u>50</u>	<u>下</u> <u>49.50を</u> <u>超 え</u> <u>50.40以</u> <u>下</u>	<u>545,1</u> <u>80</u>
<u>0.36 を</u> <u>超 え</u> <u>0.54 以</u> <u>下</u>	<u>6,600</u>	<u>20.70を</u> <u>超 え</u> <u>21.60以</u> <u>下</u>	<u>235,2</u> <u>80</u>	<u>50.40を</u> <u>超 え</u> <u>51.30以</u> <u>下</u>	<u>554,8</u> <u>10</u>
<u>0.54 を</u> <u>超 え</u> <u>0.72 以</u> <u>下</u>	<u>8,800</u>	<u>21.60を</u> <u>超 え</u> <u>22.50以</u> <u>下</u>	<u>244,9</u> <u>30</u>	<u>51.30を</u> <u>超 え</u> <u>52.20以</u> <u>下</u>	<u>564,5</u> <u>60</u>
<u>0.72 を</u> <u>超 え</u> <u>0.90 以</u> <u>下</u>	<u>11,00</u> <u>0</u>	<u>22.50を</u> <u>超 え</u> <u>23.40以</u> <u>下</u>	<u>254,6</u> <u>70</u>	<u>52.20を</u> <u>超 え</u> <u>53.10以</u> <u>下</u>	<u>574,2</u> <u>00</u>
<u>0.90 を</u> <u>超 え</u> <u>1.08 以</u> <u>下</u>	<u>13,20</u> <u>0</u>	<u>23.40を</u> <u>超 え</u> <u>24.30以</u> <u>下</u>	<u>264,3</u> <u>00</u>	<u>53.10を</u> <u>超 え</u> <u>54.00以</u> <u>下</u>	<u>583,9</u> <u>40</u>
<u>1.08 を</u> <u>超 え</u> <u>1.26 以</u> <u>下</u>	<u>15,40</u> <u>0</u>	<u>24.30を</u> <u>超 え</u> <u>25.20以</u> <u>下</u>	<u>274,0</u> <u>50</u>	<u>54.00を</u> <u>超 え</u> <u>54.90以</u> <u>下</u>	<u>593,5</u> <u>80</u>
<u>1.26 を</u> <u>超 え</u> <u>1.44 以</u> <u>下</u>	<u>17,60</u> <u>0</u>	<u>25.20を</u> <u>超 え</u> <u>26.10以</u> <u>下</u>	<u>283,6</u> <u>80</u>	<u>54.90を</u> <u>超 え</u> <u>55.80以</u> <u>下</u>	<u>603,3</u> <u>10</u>
<u>1.44 を</u> <u>超 え</u> <u>1.62 以</u> <u>下</u>	<u>19,80</u> <u>0</u>	<u>26.10を</u> <u>超 え</u> <u>27.00以</u> <u>下</u>	<u>293,4</u> <u>30</u>	<u>55.80を</u> <u>超 え</u> <u>56.70以</u> <u>下</u>	<u>612,9</u> <u>60</u>
<u>1.62 を</u> <u>超 え</u> <u>1.80 以</u> <u>下</u>	<u>22,00</u> <u>0</u>	<u>27.00を</u> <u>超 え</u> <u>27.90以</u> <u>下</u>	<u>303,0</u> <u>70</u>	<u>56.70を</u> <u>超 え</u> <u>57.60以</u> <u>下</u>	<u>622,6</u> <u>00</u>
<u>1.80 を</u>	<u>26,10</u>	<u>27.90を</u>	<u>312,8</u>	<u>57.60を</u>	<u>632,3</u>

超 え	0	超 え	10	超 え	40
2.16 以		28.80以		58.50以	
下		下		下	
2.16 を		28.80を		58.50を	
超 え	29,99	超 え	322,4	超 え	641,9
2.52 以	0	29.70以	50	59.40以	80
下		下		下	
2.52 を		29.70を		59.40を	
超 え	31,95	超 え	332,0	超 え	651,7
2.70 以	0	30.60以	80	60.30以	10
下		下		下	
2.70 を		30.60を		60.30を	
超 え	33,87	超 え	341,8	超 え	661,3
2.88 以	0	31.50以	30	61.20以	60
下		下		下	
2.88 を		31.50を		61.20を	
超 え	37,72	超 え	351,4	超 え	671,1
3.24 以	0	32.40以	70	62.10以	00
下		下		下	
3.24 を		32.40を		62.10を	
超 え	41,58	超 え	361,2	超 え	680,7
3.60 以	0	33.30以	10	63.00以	40
下		下		下	
3.60 を		33.30を		63.00を	
超 え	51,23	超 え	370,8	超 え	700,1
4.50 以	0	34.20以	50	64.80以	10
下		下		下	
4.50 を		34.20を		64.80を	
超 え	60,96	超 え	380,6	超 え	719,5
5.40 以	0	35.10以	00	66.60以	00
下		下		下	
5.40 を		35.10を		66.60を	
超 え	70,61	超 え	390,2	超 え	738,8
6.30 以	0	36.00以	30	68.40以	80
下		下		下	
6.30 を		36.00を		68.40を	
超 え	80,35	超 え	399,8	超 え	758,1
7.20 以	0	36.90以	70	70.20以	60
下		下		下	

<u>7.20を</u> <u>超え</u>	<u>89,98</u>	<u>36.90を</u> <u>超え</u>	<u>409,6</u>	<u>70.20を</u> <u>超え</u>	<u>777,5</u>
<u>8.10以</u> <u>下</u>	<u>0</u>	<u>37.80以</u> <u>下</u>	<u>10</u>	<u>72.00以</u> <u>下</u>	<u>40</u>
<u>8.10を</u> <u>超え</u>	<u>99,73</u>	<u>37.80を</u> <u>超え</u>	<u>419,2</u>	<u>72.00を</u> <u>超え</u>	<u>796,9</u>
<u>9.00以</u> <u>下</u>	<u>0</u>	<u>38.70以</u> <u>下</u>	<u>50</u>	<u>73.80以</u> <u>下</u>	<u>10</u>
<u>9.00を</u> <u>超え</u>	<u>109,3</u>	<u>38.70を</u> <u>超え</u>	<u>429,0</u>	<u>73.80を</u> <u>超え</u>	<u>816,3</u>
<u>9.90以</u> <u>下</u>	<u>60</u>	<u>39.60以</u> <u>下</u>	<u>00</u>	<u>75.60以</u> <u>下</u>	<u>00</u>
<u>9.90を</u> <u>超え</u>	<u>119,1</u>	<u>39.60を</u> <u>超え</u>	<u>438,6</u>	<u>75.60を</u> <u>超え</u>	<u>835,6</u>
<u>10.80以</u> <u>下</u>	<u>10</u>	<u>40.50以</u> <u>下</u>	<u>30</u>	<u>77.40以</u> <u>下</u>	<u>80</u>
<u>10.80を</u> <u>超え</u>	<u>128,7</u>	<u>40.50を</u> <u>超え</u>	<u>448,3</u>	<u>77.40を</u> <u>超え</u>	<u>855,0</u>
<u>11.70以</u> <u>下</u>	<u>50</u>	<u>41.40以</u> <u>下</u>	<u>70</u>	<u>79.20以</u> <u>下</u>	<u>60</u>
<u>11.70を</u> <u>超え</u>	<u>138,4</u>	<u>41.40を</u> <u>超え</u>	<u>458,0</u>	<u>79.20を</u> <u>超え</u>	<u>874,4</u>
<u>12.60以</u> <u>下</u>	<u>90</u>	<u>42.30以</u> <u>下</u>	<u>10</u>	<u>81.00以</u> <u>下</u>	<u>40</u>
<u>12.60を</u> <u>超え</u>	<u>148,1</u>	<u>42.30を</u> <u>超え</u>	<u>467,6</u>	<u>81.00を</u> <u>超え</u>	<u>893,8</u>
<u>13.50以</u> <u>下</u>	<u>30</u>	<u>43.20以</u> <u>下</u>	<u>50</u>	<u>82.80以</u> <u>下</u>	<u>30</u>
<u>13.50を</u> <u>超え</u>	<u>157,8</u>	<u>43.20を</u> <u>超え</u>	<u>477,4</u>	<u>82.80を</u> <u>超え</u>	<u>913,1</u>
<u>14.40以</u> <u>下</u>	<u>80</u>	<u>44.10以</u> <u>下</u>	<u>00</u>	<u>84.60以</u> <u>下</u>	<u>00</u>
<u>14.40を</u> <u>超え</u>	<u>167,5</u>	<u>44.10を</u> <u>超え</u>	<u>487,0</u>	<u>84.60を</u> <u>超え</u>	<u>932,4</u>
<u>15.30以</u> <u>下</u>	<u>10</u>	<u>45.00以</u> <u>下</u>	<u>30</u>	<u>86.40以</u> <u>下</u>	<u>80</u>
<u>15.30を</u> <u>超え</u>	<u>177,1</u>	<u>45.00を</u> <u>超え</u>	<u>496,7</u>	<u>86.40を</u> <u>超え</u>	<u>951,8</u>
<u>16.20以</u>	<u>50</u>	<u>45.90以</u>	<u>70</u>	<u>88.20以</u>	<u>60</u>

	下		下		下	
	<u>16.20を</u>		<u>45.90を</u>		<u>88.20を</u>	
	<u>超え</u>	<u>186,8</u>	<u>超え</u>	<u>506,4</u>	<u>超え</u>	<u>971,2</u>
	<u>17.10以</u>	<u>90</u>	<u>46.80以</u>	<u>10</u>	<u>90.00以</u>	<u>40</u>
	下		下		下	
	<u>17.10を</u>		<u>46.80を</u>			
	<u>超え</u>	<u>196,5</u>	<u>超え</u>	<u>516,1</u>		
	<u>18.00以</u>	<u>30</u>	<u>47.70以</u>	<u>50</u>		
	下		下			
	<u>18.00を</u>		<u>47.70を</u>			
	<u>超え</u>	<u>206,2</u>	<u>超え</u>	<u>525,8</u>		
	<u>18.90以</u>	<u>80</u>	<u>48.60以</u>	<u>00</u>		
	下		下			
備考 表中「10kgにつき」とあるのは、処理手数料の額を計算する場合において10kg未満であるときは10kgとし、10kgを超える場合で10kg未満の端数があるときはこれを四捨五入する。			備考 表中「10kgにつき」とあるのは、処理手数料の額を計算する場合において10kg未満であるときは10kgとし、10kgを超える場合で10kg未満の端数があるときはこれを四捨五入する。			
2 産業廃棄物処理費用			2 産業廃棄物処理費用			
(略)			(略)			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

し尿収集運搬及び処理並びに浄化槽清掃業務に係る業務委託の廃止に伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

議案第13号

田村市火入れに関する条例の一部を改正する条例

田村市火入れに関する条例(平成17年田村市条例第161号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>全て</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(防火帯の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の防火帯は河川、湖沼、溝、<u>せき</u>等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。</p> <p>(火入従事者)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 火入者は、ナタ、鎌、<u>クワ</u>、スコップ等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報若しくは暴風警報若しくは暴風特別警報が発表されている間又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令されている間は</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に<u>次の各号のいずれかに該当する場合は</u> <u>_____、速やかに消火しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>強風注意報若しくは乾燥注意報又は暴風警報若しくは暴風特別警報が発表された場合</u></p> <p>(3) <u>林野火災に関する注意報又は火災に関する警報が発令された場合</u></p>	<p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>すべて</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(防火帯の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の防火帯は河川、湖沼、溝、<u>堰</u>^{せき}等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。</p> <p>(火入従事者)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 火入者は、ナタ、鎌、<u>鍬</u>、スコップ等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、<u>火入れの許可の期間中であっても強風注意報、異常乾燥注意報_____又は火災警報(以下「強風注意報等」という。)</u>が発令された場合には_____、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に<u>風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報等が発令されたときは</u>、速やかに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

郡山地方広域消防組合火災予防条例の一部改正により、林野火災に関する注意報が創設されたことに伴い、火入れの中止の条件に林野火災に関する注意報を追加するため、条例の改正を提案する。

議案第14号

田村市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

田村市道路占用料徴収条例(平成17年田村市条例第178号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占有物件		占用料		占有物件		占用料	
		単位	単価			単位	単価
1 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	530	1 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		810	第2種電柱	670		
	第3種電柱		1,100	第3種電柱	900		
	第1種電話柱		470	第1種電話柱	390		
	第2種電話柱		750	第2種電話柱	620		
	第3種電話柱		1,000	第3種電話柱	850		
	その他の柱類		47	その他の柱類	39		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3		地下に設ける電線その他の線類	2		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	280	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	230	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390	郵便差出箱及び信書便差出箱		330	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	580	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590		

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>940</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>780</u>
2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>20</u>	2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>28</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>23</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>42</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>35</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>56</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>47</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>85</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>70</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>110</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>93</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>200</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>160</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>280</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>230</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>560</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>470</u>
3 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>940</u>	3 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>780</u>
4 法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A に0.004を乗じて得た額	4 法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A に0.004を乗じて得た額
		階数が2		A に			階数が2		A に

げ る 施 設	の もの		0.006を 乗じて 得た額		
		階数が3 以上の もの	A に 0.008を 乗じて 得た額	A に 0.007を 乗じて 得た額	
	上空に設ける通 路		290	290	
	地下に設ける通 路		180	180	
	その他のもの		940	780	
5 法第 32 条 第1項 第6号 に掲 げる 施 設	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	占用面積1平 方メートルに つき1日	6	6	
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1月	58	59	
6 政令 第7条 第1号 に掲 げる 物 件	看 板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	58	
		その他 のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年	580	
	標識	1本につき1年	750	620	
	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につき1日	6	6
		その他 のもの	1本につき1月	58	59
6 政令 第7条 第1号 に掲 げる 物 件	看 板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	59	
	その他 のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年	590	590	
	標識	1本につき1年	750	620	
	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につき1日	6	
		その他 のもの	1本につき1月	58	59

	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	58		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590	
		その他のもの		290		その他のもの		290	
7 政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年		940	7 政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年		780
8 政令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		A に <u>0.034</u> を乗じて得た額	8 政令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		A に <u>0.031</u> を乗じて得た額
9 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		58	9 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		59
10 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月		94	10 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月		78
11 政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年		A に <u>0.018</u> を乗じて得た額	11 政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年		A に <u>0.017</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に <u>0.018</u> を乗じて		上空に設けるもの			A に <u>0.017</u> を乗じて

			得た額				得た額
	地下 (トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	A に 0.004 を乗じて得た額		地下 (トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が2のもの	A に 0.006 を乗じて得た額			階数が2のもの	A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	A に 0.008 を乗じて得た額			階数が3以上のもの	A に 0.007 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.026 を乗じて得た額		その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額
12 政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.024 を乗じて得た額	12 政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.017 を乗じて得た額		その他のもの		A に 0.015 を乗じて得た額
13 政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.024 を乗じて得た額	13 政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.017 を乗じて得た額		その他のもの		A に 0.015 を乗じて得た額
14 政令第7条第	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.024 を乗じて	14 政令第7条第	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	占有面積1平方メートルにつき1年	A に 0.022 を乗じて

11号に掲げる 応急仮設 建築物	もの		得た額	11号に掲げる 応急仮設 建築物	もの		得た額
	上空に設けるもの		A に <u>0.024</u> を 乗じて 得た額		上空に設けるもの		A に <u>0.022</u> を 乗じて 得た額
	その他のもの		A に <u>0.034</u> を 乗じて 得た額		その他のもの		A に <u>0.031</u> を 乗じて 得た額
15 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.026</u> を 乗じて 得た額	15 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.025</u> を 乗じて 得た額
16 政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.024</u> を 乗じて 得た額	16 政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.022</u> を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		A に <u>0.024</u> を 乗じて 得た額		上空に設けるもの		A に <u>0.022</u> を 乗じて 得た額
	その他のもの		A に <u>0.034</u> を 乗じて 得た額		その他のもの		A に <u>0.031</u> を 乗じて 得た額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令及び開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令に基づき、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

議案第15号

田村市営住宅等条例の一部を改正する条例

田村市営住宅等条例(平成17年田村市条例第180号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。<u>以下「促進法」という。</u>)に基づき市営住宅、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(敷地の安全等)</p> <p>第2条の7 (略)</p> <p><u>2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。</u></p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がアからカに掲げる場合に応じ、それぞれアからカに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者が(一)から(五)までのいずれかに該当する者である場合 <u>25万9,000円</u></p> <p>(一)～(五) (略)</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 <u>25万9,000円</u></p> <p>ウ <u>入居者が40歳未満であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族が40歳未満の者である場合</u> <u>25万9,000円</u></p> <p>エ <u>同居者又は同居しようとする親族に18歳未満の者がある場合</u> <u>25万9,000円</u></p> <p>オ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくはは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。<u>「以下「促進法」という。」</u>)に基づき市営住宅、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(敷地の安全等)</p> <p>第2条の7 (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第5号<u>_____</u>、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がアからオに掲げる場合に応じ、それぞれアからオに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者が(一)から(五)までのいずれかに該当する者である場合 <u>21万4千円</u></p> <p>(一)～(五) (略)</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 <u>21万4千円</u></p> <p>ウ <u>同居者に小学校就学の始期に達するまで</u> <u>_____</u>の者がある場合 <u>21万4千円</u></p> <p>エ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくはは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の</p>

規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 25万9,000円 (当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)

カ アからオに掲げる場合以外の場合 15万8千円
(3)～(5) (略)

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。

(1)～(7) (略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者(以下「DV被害者」という。)でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等(以下「犯罪被害者等」という。)で、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となったもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 前条第1項第2号オに掲げる市営住宅の入居者は、同条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号(老人等)あつて

規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4千円 (当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円)

オ アからエに掲げる場合以外の場合 15万8千円
(3)～(5) (略)

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。

(1)～(7) (略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者

_____でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条_____の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 前条第1項第2号エに掲げる市営住宅の入居者は、同条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号(老人等)あつて

は、同条第1項第2号、第3号及び第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を_____を超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。

3 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、老人、障害者、18歳未満の子を3人以上扶養する者、40歳未満の夫婦、子育てをする者、DV被害者、犯罪被害者等で市長が定める要件を備えているもの_____

_____については、前項の規定にかかわらず、市長が_____優先的に戸数を割当てて公開抽選の方法により入居させることができる。

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、_____市長の承認を得なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認を与えてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認による同居の後に於ける当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号アからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ同号アからカまでに定める金額を超える場合

(2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

3 前項の場合のほか、市長は、市営住宅の入居者が同居させようとする者又は当該入居者若しくはその同居者が暴力団員であるときは、第1項の規定による承認を与

は、同条第1項第2号、第3号及び第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しくを超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。

3 市長は、前項の規定によって抽出した者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者

_____で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して_____入居させることができる。

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

えてはならない。

(入居承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(収入の申告等)

第16条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3・4 (略)

(家賃の納付)

第18条 (略)

2 入居者は、毎月末日 (月の途中で明け渡した場合は、市長が指定する日)までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その日が田村市の休日を定める条例(平成17年田村市条例第2号)に規定する市の休日 に当たるときは、これらの日の翌日までに納めなければならない。

3・4 (略)

(入居者の保管義務等)

第23条 (略)

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第31条 第29条第1項の規定により収入超過者として認定された市営住宅の入居者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、市長が収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出した額を毎月の家賃として支払わなければならない。

2 (略)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 (略)

(入居承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(収入の申告等)

第16条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3・4 (略)

(家賃の納付)

第18条 (略)

2 入居者は、毎月末日(12月は25日)(月の途中で明け渡した場合は、市長が指定する日)までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日、土曜日に当たるときは、これらの日の翌日までに納めなければならない。

3・4 (略)

(入居者の保管義務等)

第23条 (略)

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第31条 収入超過者に係る市営住宅の毎月の家賃は
_____、第15条第1項の規定にかかわらず、

_____令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。

2 (略)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 (略)

(住宅の明渡し請求)

第41条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合も含む。)

(7) (略)

2～6 (略)

(家賃の納付)

第55条 特定公共賃貸住宅の入居者は、第59条で準用する第12条第4項の規定により市長が指定した入居日から当該入居者が当該特定公共賃貸住宅を明け渡した日(次の各号に掲げる場合にあっては当該各号に定める日)までの間、当該特定賃貸住宅の家賃を納めなければならない。

(1) (略)

(2) 当該入居者が第59条で準用する第40条第1項に規定する手続を経ないで住宅をたち退いた場合 市長が明渡しの日として認定した日

(3) (略)

2 特定公共賃貸住宅の入居者は、毎月末日(月の途中で明け渡した場合は、市長が指定する日)までに、その月分を納めなければならない。ただし、その日が田村市の休日を定める条例に規定する市の休日に当たるときは、これらの日の翌日までに納めなければならない。

3 (略)

(特定公共賃貸住宅の明渡し請求等)

第58条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4) (略)

(5) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合も含む。)

2・3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第41条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合も含む。)

(7) (略)

2～6 (略)

(家賃の納付)

第55条 特定公共賃貸住宅の入居者は、第59条で準用する第12条第4項の規定により市長が指定した入居日から当該入居者が当該特定公共賃貸住宅を明け渡した日(次の各号に掲げる場合にあっては当該各号に定める日)までの間、当該特定賃貸住宅の家賃を納めなければならない。

(1) (略)

(2) 当該入居者が第59条で準用する第40条第1項に規定する手続を経ないで住宅をたち退いた場合 市長が明け渡しの日として認定した日

(3) (略)

2 特定公共賃貸住宅の入居者は、毎月末日(12月は25日)(月の途中で明け渡した場合は、市長が指定する日)までに、その月分を納めなければならない。ただし、その日が民法第142条に規定する休日、土曜日に当たるときは、これらの日の翌日までに納めなければならない。

3 (略)

(特定公共賃貸住宅の明渡し請求等)

第58条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) (略)

(5) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合も含む。)

2・3 (略)

別表(第3条関係)

名称	位置
(略)	
田村市宮町団地	田村市滝根町神俣字町248番地
田村市宮新関場団地	田村市滝根町神俣字関場108番地
(略)	

別表(第3条関係)

名称	位置
(略)	
田村市宮町団地	田村市滝根町神俣字町248番地
<u>田村市宮旧関場団地</u>	<u>田村市滝根町神俣字関場70番地</u>
田村市宮新関場団地	田村市滝根町神俣字関場108番地
(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

市営住宅に対する多様な需要に対し、入居者の資格に係る要件の緩和、選考に係る募集者の範囲拡大及び除去した市営住宅の用途廃止に伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

議案第16号

田村市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例

田村市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例(平成17年田村市条例第44号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

田村市の設置に伴い、市長が選挙されるまでの間、市長の職務を行う市長職務執行者に給与及び旅費を支給するために制定したが、その目的を達成し、今後は条例の規定の適用が見込まれないため、条例の廃止を提案する。

議案第17号

令和7年度田村市一般会計補正予算(第9号)について

令和7年度田村市一般会計補正予算(第9号)を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第18号

令和7年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

令和7年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第19号

令和7年度田村市介護保険特別会計補正予算(第4号)について

令和7年度田村市介護保険特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第20号

令和7年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

令和7年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第21号

令和7年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第4号)について

令和7年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第22号

令和7年度田村市水道事業会計補正予算(第4号)について

令和7年度田村市水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第23号

令和7年度田村市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について

令和7年度田村市公共下水道事業会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第24号

令和7年度田村市病院事業会計補正予算(第3号)について

令和7年度田村市病院事業会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第25号

令和8年度田村市一般会計予算について

令和8年度田村市一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第26号

令和8年度田村市国民健康保険特別会計予算について

令和8年度田村市国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第27号

令和8年度田村市介護保険特別会計予算について

令和8年度田村市介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第28号

令和8年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度田村市後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第29号

令和8年度田村市診療所事業特別会計予算について

令和8年度田村市診療所事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第30号

令和8年度田村市水道事業会計予算について

令和8年度田村市水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第31号

令和8年度田村市公共下水道事業会計予算について

令和8年度田村市公共下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第32号

令和8年度田村市病院事業会計予算について

令和8年度田村市病院事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第33号

田村市過疎地域持続的発展計画の策定について

田村市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第34号

常葉辺地に係る総合整備計画の策定について

常葉辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

総合整備計画書

福島県田村市常葉町 常葉辺地
辺地の人口 1,466人 面積 42.1k㎡

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

田村市常葉町常葉字 山田作、富作、桜ヶ入、式部内、上井坪、下井坪、
東向、田和上

田村市常葉町堀田全域

田村市常葉町早稲川全域

田村市常葉町関本全域

田村市常葉町山根全域

田村市常葉町小檜山全域

(2) 地域の中心の位置

田村市常葉町山根字堀田平 34-1

(3) 辺地度点数

135点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

常葉辺地は、地域の中心から田村市役所まで10.8km、地域内の生徒が通う常葉中学校へは3.6km、船引高等学校へは10.7kmの距離にあり、公共機関・教育機関ともに遠方に位置している。これら公共機関等への交通手段として福島交通㈱が運行する路線バスもあるが、運行回数が少なく、自家用車や乗合タクシーの利活用が大半を占めるようになっている。

しかし、当該地域の改良率・舗装率は他地域と比べ未だに低く、また、当該地域の一部集落を通過する市道等では、災害や救急など緊急車両等の通行に支障をきたすことが考えられるなど、地域住民にとっては不安や不便を余儀なくされており、道路の改良・整備が急務となっている。

このようなことから、地域住民の日常生活における利便性向上と安心安全に通行できる道路の確保が必要不可欠であり、計画的に整備を図る必要がある。

また、当該地域の観光資源である桧山（標高992m）は、山頂付近のなだらかな高原地形や風光明媚な特性を活かしたキャンプ場としての利用など、観光地としてのポテンシャルを有しているが、施設等の整備が課題となっているため、多くの集客が図れる観光地を目指し、観光施設の整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5カ年（別紙計画書のとおり）

(別紙)

公共施設の整備計画

(単位：千円)

施設名	事業主体名	概算事業費 (見込み)	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道余平田田代線 道路整備事業 【令和8年度～12年度】	田村市	50,000		50,000	50,000
市道井坪線 道路整備事業 【令和8年度～12年度】	田村市	100,000		100,000	100,000
市道東向線 道路整備事業 【令和8年度～12年度】	田村市	75,000		75,000	75,000
桧山高原観光開発施設整備 【令和8年度～12年度】	田村市	28,439		28,439	28,439
合計		253,439	0	253,439	253,439

議案第35号

移辺地に係る総合整備計画の策定について

移辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

総合整備計画書

福島県田村市船引町 移辺地
辺地の人口 1,531人 面積 38.8 km²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

田村市船引町上移全域
田村市船引町北移全域
田村市船引町南移全域
田村市船引町横道全域
田村市船引町中山全域

(2) 地域の中心の位置

田村市船引町上移字町 87-2

(3) 辺地度点数

165点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

移辺地は、地域の中心から田村市役所まで14.7 km、地域内の生徒が通う船引中学校へは14.7 km、船引高等学校へは13.8 kmの距離にあり、公共機関・教育機関ともに遠方に位置している。これら公共機関等への交通手段として福島交通(株)が運行する路線バスもあるが、運行回数が少なく、自家用車や乗合タクシーの利活用が大半を占めるようになっている。

しかし、当該地域の改良率・舗装率は他地域と比べ未だに低く、また、当該地域の一部集落を通過する市道等では、災害や救急など緊急車両等の通行に支障をきたすことが考えられるなど、地域住民にとっては不安や不便を余儀なくされており、道路の改良・整備が急務となっている。

このようなことから、地域住民の日常生活における利便性向上と安心安全に通行できる道路の確保が必要不可欠であり、計画的に整備を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5カ年（別紙計画書のとおり）

(別紙)

公共施設の整備計画

(単位：千円)

施設名	事業主体名	概算事業費 (見込み)	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道越田和線 道路整備事業 【令和8年度～12年度】	田村市	90,000		90,000	90,000
合計		90,000		90,000	90,000

議案第36号

古道辺地に係る総合整備計画の策定について

古道辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

総 合 整 備 計 画 書

福島県田村市都路町 古道辺地
辺地の人口 702 人 面積 41.1 k m²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

古道字阿園平、石黒、稲葉下、上野前、後ノ前、大平、荻田、尾ノ川、春日前、釜作、上板橋、上ノ前、上屋敷、蒲生河原、吉祥院前、京久保、九郎鹿、傾城川、傾城谷、小滝沢、権七田、斎ノ脇、申酉、下板橋、下田、下ノ久保、下ノ前、下野前、蛇口前、杉内、芹ヶ沢、反田、遠上前、戸草、鳥伏、仲ノ前、中屋敷、日東内、橋向、八小屋、場々、東久保、東谷地、不動前、細田沢、前田、前原沢、三沢前、道下、南作、休場、柳沢、山口、山崎、呼石

(2) 地域の中心の位置

田村市都路町古道芹ヶ沢 35-3

(3) 辺地度点数

108 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

古道辺地は、地域の中心から田村市役所まで 21.8 km、地域内の生徒が通う都路中学校へは 2.6 km、船引高等学校へは 21.6 km の距離にあり、公共機関・教育機関ともに遠方に位置している。これら公共機関等への交通手段として福島交通(株)が運行する路線バスもあるが、運行回数が少なく、自家用車や乗合タクシーの利活用が大半を占めるようになっている。

しかし、当該地域の改良率・舗装率は他地域と比べ未だに低く、また、当該地域の一部集落を通過する市道等では、災害や救急など緊急車両等の通行に支障をきたすことが考えられるなど、地域住民にとっては不安や不便を余儀なくされており、道路の改良・整備が急務となっている。

このようなことから、地域住民の日常生活における利便性向上と安心安全に通行できる道路の確保が必要不可欠であり、計画的に整備を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 カ年（別紙計画書のとおり）

(別紙)

公共施設の整備計画

(単位：千円)

施設名	事業主体名	概算事業費 (見込み)	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道大久保石橋線 道路整備事業 【令和8年度～12年度】	田村市	70,000		70,000	70,000
合計		70,000	0	70,000	70,000

議案第37号

田村市新病院建設工事請負契約の変更について

令和6年8月7日に議会の議決を経た「田村市新病院建設工事請負契約」の一部を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年田村市条例第51号)第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 田村市新病院建設工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 5,245,870,300円
変更後 5,342,285,300円 |
| 3 契約の相手方 | 宮城県仙台市青葉区片平一丁目2番32号
株式会社安藤・間 東北支店
執行役員支店長 木下 真 |

議案第38号

田村市保健福祉厨房施設建設工事請負契約の変更について

令和6年8月7日に議会の議決を経た「田村市保健福祉厨房施設建設工事請負契約」の一部を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年田村市条例第51号)第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 田村市保健福祉厨房施設建設工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 496,129,700円
変更後 509,021,700円 |
| 3 契約の相手方 | 宮城県仙台市青葉区片平一丁目2番32号
株式会社安藤・間 東北支店
執行役員支店長 木下 真 |

議案第39号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、下記の市道路線を廃止したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

路線番号	路線名	起 点 (番地先)	重要な経過地
		終 点 (番地先)	
船31316	福祉の森線	船引町船引字源次郎194-1	
		船引町船引字源次郎131	
船31361	屋頭清水2号線	船引町船引字屋頭清水220-1	
		船引町船引字堰田45-3	
船32115	洞下扇田線	船引町文珠字洞285-1	
		船引町船引字下扇田228-1	
常31013	富作1号線	常葉町常葉字山田作278-1	
		常葉町常葉字富作187	
船10107	駅前馬場線	船引町船引字上田中4-1	
		船引町笹山字梨木平77-1	
船31054	下扇田1号線	船引町船引字下扇田71-1	
		船引町船引字下扇田59-1	
船31055	扇田3号線	船引町船引字扇田231-1	
		船引町船引字下扇田217-1	
船31096	大平2号線	船引町船引字上大平133-21	
		船引町船引字上大平133-5	
船31222	扇田今年田線	船引町船引字扇田15-1	
		船引町船引字下扇田228-2	
船31224	今年田線	船引町船引字今年田71-1	
		船引町船引字今年田39-1	
船31232	砂子田1号線	船引町船引字砂子田155-2	
		船引町船引字砂子田15-196	
船31346	鑑ヶ池3号線	船引町船引字鑑ヶ池16-1	
		船引町船引字鑑ヶ池111-1	
船32033	洞線	船引町文珠字江戸内138	
		船引町文珠字洞181-2	

議案第40号

市道路線の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき、下記の市道路線を変更したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

路線番号	路線名	新	起 点 (番地先)	終 点 (番地先)	重要な経過地
		旧			
船10108	花木内石森線	新	船引町船引字花木内49-2	船引町石森字中ノ内33-1	
		旧	船引町船引字花木内50-2	船引町石森字中ノ内33-1	
船31125	屋頭清水高森線	新	船引町船引字屋頭清水220-1	船引町船引字堰田35	
		旧	船引町船引字堰田44-4	船引町船引字堰田35	
船31137	上江入山線	新	船引町船引字太子堂122	船引町船引字入山16-1	
		旧	船引町船引字太子堂122	船引町船引字板橋入山247	
船31327	下扇田7号線	新	船引町船引字扇田220	船引町船引字扇田24-1	
		旧	船引町船引字下扇田59-1	船引町船引字扇田24-1	

議案第41号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、下記の市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

路線番号	路線名	起 点 (番地先)	重要な経過地
		終 点 (番地先)	
常 31065	富作1号線	常葉町常葉字山田作 278-1	
		常葉町常葉字富作169-1	
船 10117	駅前馬場線	船引町船引字上田中 4-1	
		船引町笹山字梨木平77-1	
船 20244	萱ノ尻北町通線	船引町北鹿又字萱ノ尻 70-12	
		船引町船引字北町通90-1	
船 20245	運動公園アクセス線	船引町船引字館柄前 102-1	
		船引町船引字遠表11-1	
船 31370	花木内洞線	船引町船引字花木内 55-1	
		船引町文珠字洞133-1	
船 31371	三本柵2号線	船引町船引字遠表 369-2	
		船引町船引字三本柵10-1	
船 31372	下扇田1号線	船引町船引字下扇田 71-1	
		船引町船引字扇田108-1	
船 31373	扇田3号線	船引町船引字扇田 231-1	
		船引町船引字扇田220	
船 31374	扇田今年田線	船引町船引字扇田 15-1	
		船引町船引字上大平110-1	
船 31375	今年田線	船引町船引字高平 42-3	
		船引町船引字今年田72-1	
船 31376	駅前下大平線	船引町船引字西中子縄 54-8	
		船引町船引字上大平87-3	
船 31377	江戸内今年田線	船引町文珠字江戸内 56-1	
		船引町船引字上大平83-6	
船 31378	上大平3号線	船引町船引字上大平 195-1	
		船引町船引字上大平73-1	

路線番号	路線名	起 点 (番地先)	重要な経過地
		終 点 (番地先)	
船 31379	大平 2 号線	船引町船引字上大平 153-2	
		船引町船引字上大平142-3	
船 31380	大平 3 号線	船引町船引字上大平 152-11	
		船引町船引字上大平150-1	
船 31381	大平 4 号線	船引町船引字上大平 133-1	
		船引町船引字上大平133-37	
船 31382	砂子田 1 号線	船引町船引字砂子田 92-5	
		船引町船引字砂子田82-5	
船 31383	砂子田 4 号線	船引町船引字砂子田 155-7	
		船引町船引字石崎15-196	
船 31384	源次郎 2 号線	船引町船引字源次郎 194-5	
		船引町船引字源次郎139-7	
船 31385	鐙ヶ池 3 号線	船引町船引字鐙ヶ池 16-1	
		船引町船引字鐙ヶ池113-1	
船 31386	鐙ヶ池 6 号線	船引町船引字鐙ヶ池 111-1	
		船引町船引字鐙ヶ池115-1	
船 31387	福祉の森 1 号線	船引町船引字堰田 74-1	
		船引町船引字堰田70-3	
船 31388	福祉の森 2 号線	船引町船引字堰田 66-3	
		船引町船引字堰田65-1	
船 31389	太子堂 1 号線	船引町船引字太子堂 1-1	
		船引町船引字太子堂148-26	
船 32166	洞線	船引町文珠字洞 285-1	
		船引町文珠字一本松159-4	

議案第42号

財産の取得について

財産の取得について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年田村市条例第51号)第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

- 1 契約の目的 田村市新病院医療機器の取得
- 2 取得する動産 別紙のとおり
- 3 契約方法 条件付き一般競争入札
- 4 契約金額 193,462,800円
- 5 契約の相手方
 - (1)郡山市昭和二丁目11番5号
サンセイ医機株式会社
代表取締役 八角 洋
 - (2)郡山市富田町稲川原21番2号
株式会社シバタインテック 郡山支店
支店長 城戸 亮一
 - (3)郡山市喜久田町卸一丁目88番1号
東邦薬品株式会社 福島営業部
部長 大堀 功貴
 - (4)本宮市荒井字青田原209番6号
株式会社三陽 郡山営業所
所長 伊藤 仁一
 - (5)郡山市八山田四丁目98番
株式会社メディカルネット
代表取締役 山田 紳一朗
 - (6)宮城県仙台市泉区中央四丁目29番7号
日本光電工業株式会社 東北支店
支店長 吉田 宏仁

別紙

取得する動産	取得金額	契約の相手方
電動ベッド（病棟）一式	23,820,800円	郡山市昭和二丁目11番5号 サンセイ医機株式会社 代表取締役 八角 洋
電動ベッド（透析）一式	15,983,000円	郡山市昭和二丁目11番5号 サンセイ医機株式会社 代表取締役 八角 洋
手術用関連機器一式	15,895,000円	郡山市昭和二丁目11番5号 サンセイ医機株式会社 代表取締役 八角 洋
外科用X線撮影装置一式	23,485,000円	郡山市昭和二丁目11番5号 サンセイ医機株式会社 代表取締役 八角 洋
一般医療備品一式	16,368,000円	郡山市昭和二丁目11番5号 サンセイ医機株式会社 代表取締役 八角 洋
検査用超音波診断装置一式	5,775,000円	郡山市富田町稲川原21番2号 株式会社シバタインテック 郡山支店 支店長 城戸 亮一
輸液ポンプ・シリンジポンプ一式	8,470,000円	郡山市昭和二丁目11番5号 サンセイ医機株式会社 代表取締役 八角 洋
検査関連備品一式	6,039,000円	郡山市喜久田町卸一丁目88番1号 東邦薬品株式会社 福島営業部 部長 大堀 功貴
健診関連機器一式	3,487,000円	郡山市昭和二丁目11番5号 サンセイ医機株式会社 代表取締役 八角 洋
バイタル連携機器一式	7,700,000円	本宮市荒井字青田原209番6号 株式会社三陽 郡山営業所 所長 伊藤 仁一
超音波診断装置一式	21,120,000円	郡山市八山田四丁目98番 株式会社メディカルネット 代表取締役 山田 紳一朗
機械浴槽一式	7,700,000円	郡山市八山田四丁目98番 株式会社メディカルネット 代表取締役 山田 紳一朗
生理検査関連機器一式	37,620,000円	宮城県仙台市泉区中央四丁目29番7号 日本光電工業株式会社 東北支店 支店長 吉田 宏仁

同意第1号

田村市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を田村市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

住 所 田村市滝根町神俣字関場287番地

氏 名 平 河 内 秀 樹

生年月日 昭和41年5月4日生

同意第2号

田村市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を田村市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

住 所 田村市大越町下大越字戸ノ内275番地

氏 名 新 田 悟

生年月日 昭和33年10月24日生

同意第3号

田村市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を田村市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

住 所 田村市都路町古道字春日前10番地

氏 名 宗 像 利 定

生年月日 昭和39年3月9日生

同意第4号

田村市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を田村市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

住 所 田村市常葉町常葉字荒町25番地

氏 名 坪 井 日 良

生年月日 昭和32年3月5日生

同意第5号

田村市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を田村市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月17日 提出

田村市長 白石高司

記

住 所 田村市船引町船引字稲場83番地

氏 名 和田正明

生年月日 昭和30年7月24日生